

消 公 協 第 223 号
令和 5 年 9 月 7 日

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長 殿

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）
（公印省略）

電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合等の委員等について

貴委員会においては、料金制度専門会合において電気の規制料金のコスト効率化の取組のフォローアップを、料金制度専門会合の下で送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを御検討いただいているところです。

しかしながら、規制料金値上げの審査の進め方※に鑑みるに、今後、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（以下「料金制度専門会合等」という。）において、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しております。

つきましては、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたします。

※今般の規制料金値上げの審査を進める中では、最終的には事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示された。